

基本合意書

この基本合意書（「MOU」）は、2024年11月11日（「発効日」）に、東京都（「東京」）とニューヨーク市（「NYC」）によって締結される。ここではそれぞれを「当事者（Party）」と呼び、集合的に「両当事者（Parties）」と呼ぶ。

このMOUの目的は、両当事者間の協力の枠組みについて規定し、インフラ開発に関連する5つの特定の主題、つまり、(1)最適な建設施工の実現、(2)強靱で持続可能な技術（特に建築資材の革新）、(3)インフラの高度な維持管理と更新、(4)都市交通の高度化、(5)水管理の成功事例（雨水、廃棄物及び汚水処理を含む）についての両者の協力を促進することである。

両当事者は、革新的なアプローチを通じて、環境に配慮した施工の推進、建設効率の向上、コスト削減、インフラシステムの寿命と信頼性の向上に努めている。

したがって、両当事者は以下の分野で協力することに同意する。

1. 両当事者は、関連する知識、調査結果及びベストプラクティスを事前に共有するための作業部会を設置し、以下の5つの項目について、電子的手段や可能な場合にはビデオ会議を通じて話し合いを進める。

A. 最適な建設施工の実現：両当事者は、代替調達モデル、プレハブ工法、モジュール工法及びオフサイト建設技術を含む、最適な建設手法についての成功事例を情報交換する。高速道路や橋などの大規模インフラプロジェクトに重点を置く。両都市は協力して、建設効率を高め、コストを削減し、プロジェクトの成果を向上させるための革新的な方法確立する。

B. 強靱で持続可能な技術（特に建築資材の革新）：両当事者は、強靱で持続可能な技術（特に建築資材の革新）に関する成功事例と専門知識を共有する。これには、建設及び解体により発生する廃棄物の管理における循環性、アスファルトやコンクリートなどの耐久性のある材料の再利用、及び、気候変動に対応し、洪水対策を強化するための浸透性の材料と高度な舗装技術を使用した雨水管理、グリーンインフラ及び雨水流出抑制の開発に資する技術が含まれる。両当事者は、インフラ開発における環境に優しい実践方法と技術を促進するために協力する。

C. インフラの高度な維持管理と更新

- a. 両当事者は、「良好な整備状態」と資本計画に優先順位を付けるためのツールに焦点を当てつつ、運用と維持管理の革新に関して学んだ教訓と専門知識を共有する。両当事者は、下水道管の状態評価、検査、管理、更新などの地下インフラにおける高度な管理手法の使用など、資産管理のための技術の応用に関する洞察と専門知識を共有する。両当事者は、高度な維持管理、修繕及び建設戦略を通じてインフラシステムの寿命と信頼性を高める最適な手法を推進するために協力する。
- b. 両当事者は、建物や都市施設の再利用を重視し、既存のインフラを最大限に活用するための戦略と検討事項を情報交換する。両当事者は、リノベーションや改装により既存のオフィススペースの用途を多様化させ、住宅やスタートアップ企業向けオフィスなどの複合的な用途をもつ空間に変えるための最適な手法と政策に重点的に取り組むとともに、役割を終えたインフラを歩きやすい公園空間に変えることに重点的に取り組む。

D. 都市交通の高度化：両当事者は、人流と物流の双方の利便性向上を含む、マルチモーダルな交通の強化に向けた戦略と検討事項について情報交換する。これには、自動車交通を減らすための物流戦略についての議論を含み、舟運だけでなく、安全で便利な選択肢を増やすカーゴバイク（運搬用自転車）、電動自転車及び自転車走行空間についても含まれる。両当事者は、鉄道網を延伸するための検討事項について、特に都市づくり上の制約への対応や合理的・効率的な通勤等を実現するためのオペレーションに関する公共交通志向型都市開発及び革新に焦点を当てて議論する。

E. 水管理の成功事例（雨水、廃棄物及び污水处理を含む）：両当事者は、飲用水、汚水、地下水、地表水、雨水を含む都市の水循環全体を包含する効果的な水管理（雨水、廃棄物、污水处理を含む）の戦略や成功事例を交換する。

2. **法的強制力：**本 MOU は、両当事者間に拘束力又は強制力のある義務（法的又はその他の義務）を課すものではない。これは、本 MOU に概説されている目的のために協力するという両当事者による単なる意思の表示にすぎない。

3. **期間**：本 MOU は、発効日から 2 年間有効とする。当事者は、10 日前までに相手方当事者に書面で通知することを条件として、本 MOU を終了することができる。MOU が終了又は締結された場合でも、守秘義務は有効に存続するものとする。
4. **情報の所有、使用、開示**：
 - A. 一方の当事者が作成した情報及び作業の成果物は、当該当事者の所有物とする。両当事者は、いかなる共同作業成果物も意図しておらず、また作成しない。
 - B. 両当事者は、本 MOU に従って何らかの資料が作成された場合、以下の要件がすべて満たされた場合、当該資料が公表される可能性があることを了承する：
 - i. 両当事者は、最低でも公表日の 30 日前までに書面により事前承認をしなければならない。
 - ii. 当該出版物は、両当事者の協力を認めなければならない。
 - iii. 当該出版物は、各当事者の現行の政策に従う。
 - C. 両当事者は、当該情報の共有が法律に違反する又は当該情報を所有する当事者を拘束する現在の契約義務に違反する場合には、いかなる情報も共有しないことに同意する。両当事者は、秘密情報、制限情報、機密情報を共有する意図はなく、また共有しない。ニューヨーク市行政法第 23-1201 項で定義されている識別情報を含むいかなる情報も共有しない。両当事者は、提供されたいかなる情報も、本 MOU の目的にのみ使用されることに同意する。両当事者は、本覚書に従って共有される情報を入手できるのは、本 MOU に従って目的を遂行するために情報を入手する必要がある者のみであることに同意する。
 - D. 各当事者は、他方当事者に関係する又は他方当事者に言及する表現の使用や公共イベント、活動、文書、政策、実務又は手順を作成するには、他方当事者の正式代表者から事前に書面による許可を得なければならない。公表希望日の少なくとも 30 日前までに書面で許可を求めるものとする。
5. 本 MOU に基づいて要求される又は許可される通知又は要請は、書面で以下宛に送付するものとする。

東京都： 〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2 丁目 8 - 1
東京都
東京都知事 小池百合子

ニューヨーク市： エリック・アダムス
ニューヨーク市長
City Hall
New York, NY, 10007

6. 第三者の受益者の不在。両当事者間の本 MOU は、いかなる第三者にも利益または利害を生じさせるものではない。
7. 譲渡禁止。本 MOU は、両当事者によって署名された文書による場合を除き、その全部または一部を譲渡することはできない。
8. 経費及び責任。各当事者は、各当事者の法律、規則および規制に従い、自らの費用を負担するものとする。
9. 本 MOU は英語と日本語で 2 通作成されており、いずれも同様に正本である。両当事者は各文書を各 1 部保有するものとする。

上記の合意を証するため、両当事者の正式代表者が以下に署名する。

東京都副知事

松本明子

ミーラ・ジョシ

ニューヨーク副市長